

山梨県公報

第千八百九十二号

平成二十年

十月六日

月 曜 日

新 一〇・〇〇
一六・四
二四〇・〇

目次

道路の区域変更	五六七
道路の供用開始	五六七
公告	
落札者等の決定について	五六七
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	五六八
正誤	
平成二十年八月十八日付第千八百七十九号中	五六八

告示

山梨県告示第四百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月六日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中央市東花輪字清川五二九番の二地先から 中央市東花輪字宮本七八一番の七地先まで	旧	七・六〇	二四〇・〇

山梨県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	一宮山梨線	笛吹市一宮町坪井字上沢越一六 二番の一地先から 笛吹市一宮町坪井字下沢越一八 七番の一地先まで	一二六・三〇	平成二十年十月六日

公告

●落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年十月六日

山梨県知事 横内正明

- 随意契約に係る業務の名称及び数量
- 地方法人特別税創設に伴う税務システム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日
- 平成二十年八月二十七日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
随意契約に係る契約金額
二億八千六百万円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次
のとおり富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があ
った。

平成二十年十月六日

一 退任
山梨県知事 横 内 正 明

氏 名	住 所
古屋 よう	南都留郡富士河口湖町小立三千八百八十九番地三

二 就任

氏 名	住 所
深澤加代子	富士吉田市上吉田三千四百八十五番地の九 シュガーハイター〇二 号室

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成二十年八月十八日山梨県告示第三百六十三号（漁業協同組合の遊漁規則の変更

認可）

四七五 上 終わりから十四

山梨県告示第三百六十三号の二 山梨県告示第三百六十三号の二